

愛知県保険医協会

学生会員ニュース No.86

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

勤務医師の残業規制が4月からはじまりました。医師の長時間労働に支えられてきた日本の医療。過重労働は、医師養成数の抑制政策による医師不足と、低診療報酬政策に問題があります。この問題を一緒に考えましょう。



診療報酬とは保険診療の対価

診療報酬とは、保険診療の医療行為等の対価として保険医療機関に対して支払われる報酬のことです。診療報酬点数表に基づいて計算され、1点=10円です。みなさんが将来医師、歯科医師になって行う医療行為には、算定できる点数やルールが決められています。例を挙げると内科の初診料は291点で2,910円、歯科の初診料は267点で2,670円です。診療報酬は国が定めており、いわゆる公定価格で、基本的に同じ医療行為を行えば日本全国で同じ診療報酬が支払われます。2年に一度4月に改定されていますが、今年は特例で6月に改定されます。

診療報酬の大幅引き上げと患者負担増の中止を求める

2024年6月の診療報酬改定は、新型コロナの影響や物価上昇と賃上げによる人材確保などに対応するとともに、医療崩壊をくい止め、診療報酬の改善と医療の質の維持・向上を図ることが求められていました。しかし、改定財源は十分に確保されず、今回の改定内容は全体で-0.12%と実質6回連続のマイナス改定となりました。

改定内容は、政府がすすめる医療DXや後発医薬品の使用促進、従業員の賃上げなど「医療の質の向上」に直接かわらない点数が新設・引き上げられました。その一方で、生活習慣病を中心とした管理料・処方箋料等の効率化・適正化や、長期処方やリフィル処方の推進など、医師の診察を軽視する診療報酬上の評価を引き下げるものとなっています。また、高齢者を入院病床から追い出し、患者負担増による入院時食事療養費の引き上げや長期収載医薬品の保険給付縮小による負担増など、医療現場が直面している問題や矛盾を無視し、患者を医療から遠ざけて医療費を抑制するものです。このままでは必要な医療提供が困難になるのは必至です。

診療報酬は医療機関の経営原資のみならず、社会保障として患者の受ける医療の水準を決定づけるものです。国の政策意図によって左右されるものではありません。

愛知県保険医協会では、医療費総枠の拡大による診療報酬の大幅引き上げと患者負担増の中止を強く求めています。

学生会員ニュースバックナンバー
学生会員ニュースバックナンバー
学生会員ニュースバックナンバー